

報告第十九号

議決を得た契約の契約変更について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第二項の規定により、議決を得た契約の契約変更について、別紙調書のとおり報告する。

平成二十四年十一月二十九日

江戸川区長 多田正見

議決を得た契約の契約変更調書

工 事 件 名		契約の相手方	契約年月日 () 内工期	変更前契約金額	契約変更 年 月 日	変更後契約金額(変更増減額)	説 明
土 木 工 事	新川護岸耐震補強工事(その5)	株式会社細田組 代表取締役 細田 正治	23.10.27 (327日間)	円 227,325,000	今回 24.10.3	円 246,281,700(18,956,700) (8.3%)	擁壁として利用する既設水管橋 <small>すいかんきょう</small> の基礎が一部欠損していたため、擁壁の形状を変更し、補強したこと等による増